

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和元年7月5日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和元年7月5日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和元年7月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ与次郎

鹿児島市与次郎一丁目7番30 外

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口市佐山7171番地1 外12社

ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司

佐賀市高木瀬町字長瀬930番地

株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治

東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー

株式会社精光堂 代表取締役 下満大央

始良市西餅田192—14

株式会社ジオビットモバイル 代表取締役 深田則往

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

(2) 変更後 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口市佐山717番地1 外12社

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀市高木瀬町字長瀬930番地

株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治

山口市佐山717番地1

株式会社精光堂 代表取締役 下満久生

始良市西餅田192—14

株式会社アップビート 代表取締役 絹田健二

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

3 変更年月日

- (1) ダイレックス株式会社の代表者の氏名に係る変更 令和元年5月1日
- (2) 株式会社ジーユーの住所に係る変更 令和元年6月20日
- (3) 株式会社精光堂の代表者の氏名に係る変更 令和元年6月20日
- (4) 株式会社アップビートの名称に係る変更 平成29年10月1日
- (5) 株式会社アップビートの代表者の氏名に係る変更 令和元年6月1日

4 届出年月日

令和元年6月21日